

改正

昭和62年3月31日規則第44号

平成元年5月12日規則第29号

平成4年10月26日規則第80号

平成4年11月6日規則第84号

平成5年3月31日規則第27号

平成7年6月30日規則第44号

平成14年3月29日規則第32号

平成16年3月31日規則第41号

平成18年3月9日規則第10号

平成23年3月31日規則第10号

平成29年3月31日規則第9号

兵庫県立農業大学校管理規則をここに公布する。

兵庫県立農業大学校管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、兵庫県立農業大学校の設置及び管理に関する条例(昭和58年兵庫県条例第15号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、兵庫県立農業大学校(以下「大学校」という。)の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(課程等)

第2条 大学校の条例第3条第1号に規定する教育(以下「養成教育」という。)の課程、専攻及び大学校生(養成教育を受ける者をいう。以下同じ。)の学年定員は、次のとおりとする。

課程	専攻	学年定員
農産園芸	作物 野菜 花き・果樹	40人
畜産	酪農 肉牛 養豚 養鶏	

(授業科目等)

第3条 大学校の養成教育の授業科目、単位数及び時間数は、別表の基準により大学校の長(以下「大

学校長」という。)が別に定める。

(校外授業)

第4条 大学校長は、必要に応じ県立農林水産技術総合センター等において養成教育の授業を行うことができる。

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(休業日)

第6条 大学校においては、次に掲げる日には、大学校生に対する授業を行わない。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 前2号に掲げるもののほか、夏期、冬期等において大学校長が別に定める日

2 大学校長は、必要があると認めるときは、前項に規定する日に授業を行い、又は同項に規定する日以外の日に授業を行わないことができる。

(入学の志願手続)

第7条 養成教育を受けようとする者(以下「入学志願者」という。)は、入学願書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、これを大学校長に提出しなければならない。

(1) 履歴書(様式第2号)

(2) 調査表(様式第3号)

(3) その他大学校長が必要があると認める書類

(入学試験)

第8条 大学校長は、入学志願者に対して筆記試験及び面接試験(以下「入学試験」という。)を行う。ただし、大学校長が必要があると認めるときは、健康診査を実施することができる。

2 入学試験の実施期日、場所、科目その他入学試験について必要な事項は、あらかじめ公告する。

(入学の許可)

第9条 大学校長は、入学志願者に対して入学試験の結果に基づき、入学を許可する。

(入学の手続)

第10条 前条の入学の許可を受けた者は、所定の期日までに保証人と連署した誓約書(様式第4号)を大学校長に提出しなければならない。

2 前項の保証人は、2人とし、県内に居住する成年者で独立の生計を営むものでなければならない。

3 大学校生は、保証人が死亡したとき、又は保証人が保証人としての資格を失ったときは、速やか

に保証人変更届（様式第5号）を大学校長に提出しなければならない。

4 大学校生は、保証人が住所又は氏名を変更したときは、速やかにその旨を大学校長に届け出なければならない。

（休学）

第11条 大学校生は、病気その他の理由により休学しようとするときは、休学願（様式第6号）に医師の診断書その他休学しようとする理由を証明する書類を添えてこれを大学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 休学の期間は、2箇月以上1年以内とする。

（復学）

第12条 休学した大学校生は、復学しようとするときは、復学願（様式第7号）に、医師の診断書その他休学の理由が消滅したことを証明する書類を添えて、これを大学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

（退学）

第13条 大学校生は、退学しようとするときは、保証人と連署した退学願（様式第8号）を大学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

（課程終了及び卒業の認定）

第14条 各学年の課程終了又は卒業の認定は、学科試験、実習成績及び出席状況等によって、大学校長がこれを行う。

2 大学校長は、卒業の認定をした者に対して卒業証書（様式第9号）を授与する。

（専門士）

第14条の2 大学の養成教育の課程を修了した者は、専門士（農業専門課程）と称することができる。

（表彰）

第15条 大学校長は、成績優秀で他の大学校生の模範であると認められる大学校生を表彰することができる。

（懲戒）

第16条 大学校長は、大学校生が次に掲げる者に該当する場合は、懲戒を加えることができる。

- （1）素行不良で改善の見込みがないと認められる者
- （2）正当な理由がなく出席が常でない者
- （3）大学の秩序を乱す等大学校生としての本分に反した者

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

(授業料等の納入)

第17条 大学校生は、毎月分の授業料をその月の末日（8月分及び最終学年の3月分の授業料にあつては、その前月の末日）までに納めなければならない。ただし、当該期日後に復学した大学校生の当該月分の授業料の納入期限は、復学した日の属する月の末日とする。

2 授業料は、前項の規定にかかわらず、6箇月分を取りまとめて納入することができる。この場合において、4月から9月までの授業料にあつては4月末日、10月から翌年3月までの授業料にあつては10月末日までに納めなければならない。

3 退学した者は、退学した日の属する月分の授業料を納めなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、第11条の規定により休学した大学校生の休学した日の属する月の翌月（月の1日から休学した大学校生にあつては、当該月）から復学した日の属する月の前月までの期間分の授業料については、納めることを要しない。

5 入学考査料は入学願書の提出の際に、入学料は入学を許可された際に納めなければならない。

(授業料等の免除)

第18条 条例第9条の規定により、知事が特別の理由があると認めて授業料、入学料及び入学考査料（以下「授業料等」という。）の全部又は一部を免除することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助を受けている者又はその者と同一世帯に属している者

(2) 経済的事情その他の理由により授業料等の負担が著しく困難な者

(3) 第11条の規定により休学した者

(4) 前3号に掲げる者のほか、知事が特に必要があると認める者

2 授業料等の免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、知事が指定する日までに、授業料等免除申請書（様式第10号）に、次に掲げる書類を添えて、大学校長を経て知事に提出し、その承認を得なければならない。

(1) 前項第1号に該当する者 福祉に関する事務所の長又は市区町村長の証明書

(2) 前項第2号に該当する者 申請者及びその家族の前年分の所得についての市区町村長の証明書、源泉徴収票又は収入状況を明らかにする書類その他知事が必要と認める書類

(3) 前項第3号及び第4号に該当する者 知事が必要と認める書類

3 大学校長は、前項の授業料等免除申請書の提出を受けたときは、必要な事項を調査し、意見書を添えて、これを知事に送付するものとする。

4 授業料等の免除を受けている者は、第1項の規定に該当しなくなったときは、直ちにその旨を大学校長を経て知事に届け出なければならない。

5 知事は、前項の規定による届出があったとき、又は授業料等を免除する理由が消滅したと認めるときは、その免除を取り消すものとする。

6 知事は、第2項の申請について虚偽の事実が判明したときは、授業料等の免除を承認した日にさかのぼってその免除を取り消すものとする。

(寄宿舎)

第19条 大学校に、寄宿舎を設置する。

2 大学校生は、寄宿舎に入舎しなければならない。ただし、特別の理由により大学校長の許可を受けた大学校生は、この限りでない。

3 寄宿舎に関して必要な事項は、大学校長が別に定める。

(研修の種類)

第20条 条例第3条第2号に規定する研修の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一般研修(大学校の研修計画に基づいて行う研修をいう。)

(2) 受託研修(農業関係団体の長等から依頼を受けて行う研修をいう。)

2 前項第1号に掲げる研修の課程、科目、期間、受講者等研修の実施に関して必要な事項は、大学校長が別に定める。

(研修の受講手続)

第21条 研修を受けようとする者は、大学校長が定める書類を大学校長に提出しなければならない。

(研修の受講の許可)

第22条 大学校長は、前条に規定する書類を提出した者のうち、相当と認めるものに対して研修の受講を許可する。

(研修の受講の中止)

第23条 大学校長は、研修を受ける者が次に掲げる場合は、受講を中止することができる。

(1) 大学校の秩序を乱す等の行為をしたとき。

(2) 傷病等のため、研修に耐えないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、大学校長が必要と認めるとき。

(研修修了証書の授与)

第24条 大学校長は、所定の研修課程を修了した者に、修了証書を授与することができる。

(施設の利用)

第25条 条例第5条第3項の規定により施設を利用しようとする者は、兵庫県立農業大学校利用許可申請書（様式第11号。以下「利用許可申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

（利用の許可の基準）

第25条の2 知事は、利用許可申請書を受理した場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、条例第5条第3項の許可をしないものとする。

- （1） 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- （2） 大学校の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- （3） 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、大学校の管理上支障があるとき。

（使用料の免除）

第26条 条例第9条の規定により知事が特別の理由があると認めて使用料の全部又は一部を免除することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- （1） 県が主催する農業に関係のある研修会等のために利用する場合
- （2） 農業関係団体が主催する農業に関係のある研修会等のために利用する場合
- （3） 前2号に掲げるもののほか、大学校長が適当と認める研修会等のために利用する場合
- （4） 前3号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認める場合

2 使用料の免除を受けようとする者は、兵庫県立農業大学校使用料免除申請書（様式第12号）を知事に提出しなければならない。

（補則）

第27条 この規則に定めるもののほか、大学校の管理に関して必要な事項は、大学校長が知事の承認を受けて別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

（旧規則の廃止）

2 兵庫県立農業大学校管理規則（昭和46年兵庫県規則第9号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 旧規則に基づく農業技術指導者養成課程及び自営農業者養成課程は、この規則の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続

するものとする。

- 4 この規則の施行の日前に旧規則の規定によりなされた許可その他の処分又は届出その他の手続は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分又は手続とみなす。

附 則（昭和62年3月31日規則第44号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年5月12日規則第29号）

この規則は、平成元年5月13日から施行する。

附 則（平成4年10月26日規則第80号）

この規則は、平成4年11月1日から施行する。

附 則（平成4年11月6日規則第84号）

この規則は、平成4年11月7日から施行する。

附 則（平成5年3月31日規則第27号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成7年6月30日規則第44号）

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第32号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成16年3月31日規則第41号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月9日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第10号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成29年3月31日規則第9号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

授業科目、単位数及び時間数の基準

授業科目		単位数			時間数			
		講義・演習・実験	実習	計	講義・演習・実験	実習	計	
教養科目	経済	2		2	30		30	
	社会	2		2	30		30	
	法律	2		2	30		30	
	倫理哲学	2		2	30		30	
	心理	2		2	30		30	
	文学	2		2	30		30	
	教育	1		1	15		15	
	外国語	2		2	30		30	
	体育	4		4	60		60	
	計	19		19	285		285	
	専門科目	共通科目	農業経営	2		2	30	
農業金融			2		2	30		30
農業協同組合			2		2	30		30
農業政策			2		2	30		30
農業簿記			2		2	30		30
作物保護			2		2	30		30
土壌肥料			2		2	30		30
農業気象			2		2	30		30
農業機械			2	2	4	30	30	60
集団活動			2		2	30		30
農畜産物流通			2		2	30		30
生物			2		2	30		30
作物			2	1	3	30	15	45
園芸			2	1	3	30	15	45
畜産			2	2	4	30	30	60

		農業生活	2		2	30		30
		計	32	6	38	480	90	570
	専攻科目	専攻科目	32	40	72	480	600	1,080
		派遣実習		36	36		540	540
		卒業論文		12	12		180	180
		計	32	88	120	480	1,320	1,800
特別活動		文化活動	2		2	30		30
		クラブ活動	4		4	60		60
		学校行事	4		4	60		60
		計	10		10	150		150
合計			93	94	187	1,395	1,410	2,805

様式第1号（第7条関係）

様式第2号（第7条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第10条関係）

様式第5号（第10条関係）

様式第6号（第11条関係）

様式第7号（第12条関係）

様式第8号（第13条関係）

様式第9号（第14条関係）

様式第10号（第18条関係）

様式第11号（第25条、第25条の2関係）

様式第12号（第26条関係）